

## 核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を日本政府に求める意見書

2021年1月22日に核兵器禁止条約が発効しました。この条約は、前文で被爆者の「受け入れがたい苦痛と被害」に触れ、開発・保有・使用のみならず、威嚇（核抑止）も否定するという画期的な内容となっています。条約が発効で、核兵器は人道に許されないとの「道徳的規範」だったものから、国際的法規となりました。条約の制定には、三度原爆は使わせないと決意のもと、自らの苦痛と被害を訴え続けたヒバクシャをはじめ、多くの人々の願いが、この条約として結実したものと考えます。

この条約に関する世論調査では、7割近くが日本は条約に参加すべきと回答しており、被爆者からも日本政府の賛同と参加を求める声が多く寄せられています。

また、今日まで日本政府は、「核兵器を持たず・作らず・持ち込ませず」の非核3原則を国是とし「唯一の戦争被爆国」として、核保有国と非保有国の橋渡しをしようとってきました。条約が発効した今、日本政府は自らに課したその役割を果たすために、まずは締約国会議へオブザーバー参加し、加盟国の訴えに耳を傾けることが大切だと考えます。その上で、条約のプロセスに関わり、核保有国と非保有国の具体的対話作りの橋渡しを担っていくことには、核兵器のない世界の実現に向けて大きな意義があると考えます。

したがって、政府におかれては、核兵器禁止条約締約国会議にオブザーバー参加することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月24日

鳥取市議会議長 寺坂寛夫

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
外務大臣  
様